

平成25年度 財政援助団体等監査(2) 監査結果措置状況

神戸市立青少年科学館指定管理者

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>(1) 指摘事項</p> <p>指定管理協定書に定められた期間内に専用口座に入金すべきもの</p> <p>科学館の指定管理協定書では、指定管理者は施設及び付属設備の使用料を徴収したときは、指定管理者代表者の専用口座(決済用預金)に日々入金しなければならないと定めているが、約1週間分をまとめて専用口座に入金している事例があった。</p> <p>指定管理者は、指定管理協定書に基づき適正な事務処理をするとともに、本市所管局は適切な指導をするべきである。</p>	<p>指定管理者に対して、協定書に基づき原則として日々入金するよう指導し、ほぼ毎日入金されるよう改善された。今後、適切に処理されるよう次期の指定管理者に対しても指導していく。</p>	<p>措置済</p>
<p>修繕費の精算について</p> <p>指定管理協定書では、ア 科学館の維持管理に係る修繕費、常設展示物の修繕費、プラネタリウムの交換部品購入費等は、年度終了後速やかに精算すること、イ 指定管理者は事業報告書で修繕費等の支出状況を報告すること、ウ 修繕の施工後は、速やかに修繕施工箇所が分かる写真及び費用の明細を示す書類を本市に提出することと定めている。</p> <p>今回の実地監査において、指定管理者が修繕の全部を外部に発注した案件について、指定管理者の事業報告書の修繕費と指定管理者が実際に支払った修繕費請求書を突合したところ、一致しているものと一致していないものがあった。また、本市所管局は施工前の見積額を記載したものを上記ウの費用の明細を示す書類として受理していた。</p> <p>修繕費の精算については指定管理業務ごとに基準を設けて行うべきであり、本市所管局は、基準となる費用の明細を示す書類を明らかにして、精算の対象となる修繕費等の額を適正に確定するべきである。</p>	<p>修繕費の差額は、明細を示す書類として見積書を受理していたことで発生したものであるから、事案発生後直ちに指定管理者に対して、費用の明細として請求書の提出を徹底させ、修繕費の額の確定を適正に行えるよう改善した。</p> <p>また、指定管理者においては修繕費一覧表については見積書、請求書等の一連の書類の提出状況が確実にチェックができるよう様式を改善するとともに、市側では、修繕案件ごとに個票を作成して一連の書類を添付して所属長まで決裁を受けて確認を徹底している。</p>	<p>措置済</p>

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>なお、この事例に関して本市所管局は、指定管理者が実地監査を受ける直前に指定管理者から平成 24 年度の修繕費の報告に誤りがあり指定管理料に差額が生じている旨の報告を受け、指定管理者の通算 2 期の全 7 か年（平成 18～24 年度）に遡って調査を実施した。その結果、事業報告書の修繕費の一部が修繕業者の当初見積額のままとなっていたことから、事業報告書の修繕費と指定管理者の実際の支払額に差額が生じていた。本市所管局は修繕費の精算基準を支払額としていることから、指定管理料に 7 年間で 3,329,284 円の差額が生じていると認定し、平成 25 年 12 月 27 日に差額及び利息を損害金として受領している。また、平成 26 年度からの指定管理者候補に選定されていた大阪ガスビジネスクリエイトは、今回の事案を踏まえて、平成 25 年 11 月 28 日に指定管理者候補を辞退している。</p>		
<p>(2) 意見 指定管理業務の指導監督及び履行確認について 「(1) 指摘事項 修繕費の精算について」の事例に関して、本市所管局は、修繕費の精算基準を指定管理者の実際の支払額としているものの、修繕費を指定管理者から提出された見積書、見積書と同額の金額等が記載された修繕一覧表、工事完了報告書で確認しており、修繕が見積書の額のとおり履行されたと認識し、修繕業者の請求書の提出まで求めていなかった。本市所管局は、修繕施工後に費用の明細を示す書類として修繕業者の請求書等を確認するなど、修繕費のチェックを行っていれば、事業報告書の誤り、差額の発生はなかったと思われる。 本市所管局は、今後このような事例が生ずることのないよう、所管課にとどまらず、指定管理者に対する監督、管理業務全般に係るチェック機能・体制をより一層強化されたい。</p>	<p>本件事例の発生を受けて、11 月 29 日に教育長から緊急通知の文書を発し、教育委員会全体で請求書での確認の徹底を図った。</p>	<p>措置済</p>

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>共同事業体協定書における構成員の責任の割合について</p> <p>科学館の指定管理者構成員間で締結している「神戸市立青少年科学館指定管理者共同事業体協定書」(以下「科学館共同事業体協定書」という。)は、「公の施設の指定管理者制度運用指針 運用マニュアル(様式集)共同事業体協定書のひな型」に準じて作成しているものの、第12条及び第13条で決算の結果利益もしくは欠損金を生じた場合には、第9条に規定する責任の割合により利益金を配当もしくは欠損金を負担する、第9条では構成員は、事業の履行に関し、当事業体に連帯して責任を負うとしており、責任の割合は明確になっていない。</p> <p>本市所管局は、共同事業体の運用がより良いものとなるよう、今後共同事業体を指定管理者として選定する際は、責任の割合を明確にするよう指定管理者を指導されたい。</p>	<p>指定管理制度の所管局とも連携しながら適切に対応していきたい。</p>	<p>措置方針</p>